

平成28年6月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成28年6月14日（火）

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成28年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

平成28年6月14日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

日程第1 議案第71号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第72号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第73号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

日程第4 請願第1号 保育園の運営について行政の積極的な指導を求める請願

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	藤 井 雅 之 議員
委員	陶 山 良 尚 議員	委員	笠 利 毅 議員
〃	木 村 彰 人 議員	〃	船 越 隆 之 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

地域健康部長	友 田 浩	市民福祉部長	濱 本 泰 裕
地域づくり課長	藤 井 泰 人	市民課長	行 武 佐 江
人権政策課長	福 嶋 浩	福祉課長	友 添 浩 一
元気づくり課長	伊 藤 剛	福祉課障がい福祉担当課長	菊 武 良 一
文化学習課長	木 村 幸代志	保育児童課長	中 島 康 秀
スポーツ課長	大 塚 源之進	介護保険課長	平 田 良 富
生活環境課長	川 谷 豊	国保年金課長	高 原 清

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	阿 部 宏 亮	議事課長	花 田 善 祐
書記	高 原 真理子		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

早速議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第71号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第71号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（伊藤 剛） おはようございます。

それでは、議案第71号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は80ページから82ページ、新旧対照表は59ページです。

本条例により個人番号と特定個人情報の利用ができる事務として別表第1、別表第2に規定しているもののうち、太宰府市成人用肺炎球菌予防接種事業実施規則による成人用肺炎球菌予防接種に関する事務であって規則で定めるものについて、筑紫地区予防接種協議会において予防接種の名称を成人用肺炎球菌予防接種から高齢者肺炎球菌予防接種に変更することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

名称変更のいきさつにつきましては、平成25年10月から筑紫地区4市1町で成人用肺炎球菌という名称を使用して助成事業を開始しました。その後、平成26年10月に定期の予防接種の対象疾病に高齢者の肺炎球菌感染症が追加され法定接種化されました。これを機に他自治体の事業名やテレビコマーシャル等で高齢者肺炎球菌という名称が使われることとなりましたので、混乱を避け整合性を図るため、筑紫地区4市1町においても平成28年度から高齢者肺炎球菌という名称に変更するものです。

説明は以上です。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 名称変更については納得、わかりました。

関連してこの高齢者肺炎球菌予防接種についてお伺いしたいんですけども、これに関してホームページで調べたんですけども、まず市のホームページで見当たらなかったということと、それで去年の広報に予防接種のことが書いてあります。それには確かに成人用という形で書いてありますんで、今年はもう高齢者という形の名称に変わると思いますけれども、今年度の周知、お知らせの状況を。

それと、厚労省の関係では65歳以上の方が全てという形でじゃなくて、年齢がある程度決まっていたように思ったんですけども、本市の場合は同じような状況なのか。去年のやつを見ますと65歳以上の方が全員対象というふうに読み取れるところもありましたんで、それについて2点お願いします。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（伊藤 剛） まず、周知につきましては、本年度につきましては市のホームページ、市の広報、あと医療機関の受付窓口のほうでお知らせのチラシを貼っている状況です。広報につきましては、今年の10月ぐらいの広報に掲載する予定にしております。ホームページのほうにつきましては、掲載しておりますけれどもそこら辺がちょっとわかりにくかったのかなという状況だと思います。

続きまして、年齢につきましては、法定接種につきましては65歳から5歳刻みということで法定化されておりますけれども、市の高齢者肺炎球菌予防接種実施規則におきまして65歳以上の年齢の方を全て対象ということで特に規則で定めて接種対象を広げているものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 1点。制度の説明といいますか名称の変更の部分に関しては理解したつもりです、ご説明とあと新旧表も。ただ、そもそものところの条例のタイトルになっておりますが、改正する条例の中に入っている個人番号の利用というのがどういうふうにリンクするのかというのがもう少しわかりやすくご説明いただけますか。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（伊藤 剛） こちらのほうの条例に記載しておりますものが番号法の関係で、番号法では法定で決められたものにつきましては番号法の別表のほうにその対象事務を記載しておりますけれども、今回条例に記載しておりますこちらの内容につきましては65歳、70歳という5歳刻みの部分が法定化されておりますので、その部分については番号法に基づく個人情報を利用することができますけれども、こちらの実施規則で定めていますそれ以外の、例えば

66歳、67歳、68歳、69歳といった法定化されていない部分につきましては、番号法を利用する際には個人情報を利用できる事務として条例で定めなければならないということで規定がありますので、そちらの関係で条例を定めている状況でございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 実際に保健センターといいますか、今担当課でじゃあ番号を使用するといいますか何か使うようなことは今後起こるといふふうに理解してよろしいですか。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（伊藤 剛） 番号法の個人情報を利用する内容につきましては、市民税の税額が非課税もしくはその内容について地方税の情報を利用するということと、もう一点が生活保護に該当する方につきましてはこちらのほうの個人で徴収する3,000円という金額なんですけれども、こちらのほうの負担を免除するといふふうに規定しておりますので、そちらの生活保護に該当するかどうかの調査をするために個人情報を利用することが想定されます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第71号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第72号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第2、議案第72号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 議案第72号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

議案書は83ページからとなります。

このたび、福岡県から重度障がい者医療費の支給に関する条例準則の改正通知がありましたので、その改正内容にあわせて改正するものであります。

主な改正点といたしましては、3歳から就学前の年齢の子どもにつきましては、これまでは子ども医療の対象で重度障がい者医療の対象外でありましたが、改正後は子ども医療と重度障がい者医療のどちらかを選択ができるようになることと入院時の個人負担がこれまでは1日500円の月20日まででしたが、改正後は3歳から小学生に限って1日500円の月7日までの負担となり、個人負担の上限額が軽減されることとなるものであります。

詳細につきまして、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

新旧対照表の60ページをごらんください。

まず、第2条第4項ですが、文言を現状に合わせ修正するものであります。

次に、第3条第1項第1号の条文改正及び同条第2項第3号の削除につきましては、3歳以上の子どもも重度障がい者医療の対象とするための改正であります。同項第4号以下は、第3号の削除により1号ずつ繰り上げ、新たな第3号は文言の整理を、第4号は12歳以下の対象者の場合の所得基準につきまして子ども医療と同じ児童手当に準拠するもので、第5号及び第6号につきましては文言の整理をするものであります。

次に、第4条第1項は文言整理を、同項第1号は12歳の年度末までは入院の場合の一月の個人負担の上限を月20日から月7日に改正するものであります。同条第3項は、12歳の年度末までに限り精神病床入院費用助成の対象とするものであります。

次に、第6条第2項及び第7条、第10条、第13条第1項並びに第2項につきましては、文言の整理をするものであります。

なお施行日は、子ども医療の改正と同じ10月1日を予定しております。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第72号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時12分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第73号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について

○委員長(小島真由美委員) 日程第3、議案第73号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目については同時に説明をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目については歳出の中で説明をお願いいたします。

それでは、補正予算書10ページ、11ページをお開きください。

2款、2項、5目地域づくり推進費の地域コミュニティ推進費について説明を求めます。

地域づくり課長。

○地域づくり課長(藤井泰人) 19節負担金補助及び交付金、一般コミュニティ助成事業交付金380万円についてご説明いたします。

これは、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業に係る交付金でございます。

この事業は、100%補助事業で、今年度事業について本市の10の自治会から補助申請がなされ、本年3月25日に緑台区自治会と都府楼区自治会が採択されたことにより380万円の助成額を補正計上するものです。

事業内容は、緑台区自治会がお祭り用備品等の整備に要する費用240万円、都府楼区自治会がコミュニティ活動備品等の整備に要する費用140万円でございます。

なお、本歳出に係る歳入財源につきましては、補正予算書8ページ、9ページをごらんいただきたいと思っております。

8 ページ、20 款諸収入、4 項雑入、1 目雑入、1 節雑入、総務費雑入460万円のうち、歳出と同額380万円が一般財団法人自治総合センターから宝くじの社会貢献広報事業の一環として交付されます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 大体、例年いつもこれ、上がってきているものかなと思うんですけども、今事前の申請のあった10の自治会ということありましたけれども、太宰府市内44の自治会があって、その中で実績として今までこういった制度を申し込みといいますか申請されたことのない自治会とか、そういったのは把握されていますか、実績含めて。

○委員長（小島真由美委員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤井泰人） 実績のほうになりますと、こちらのほうで現在資料として把握していますのは、平成27年度に水城ヶ丘区、平成26年度に高雄台区、国分区、平成25年度に秋山区、松川区が採択をされております。それぞれ平成27年度には6自治会、平成26年度には10自治会、平成25年度には4自治会の申請が上がっておりまして、今年度につきましては10自治会のうちの2自治会が採択をされたというふうな状況でございます。どの自治会が申請されていないかというところまでは今現在把握しておりません。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 要望ですけれども、44自治会がありますのでそういった過去の、まず採択されるかどうかは別としまして申請の段階でそういった申請されていない自治会がもしあるようでしたら、また少ない自治会、申請の回数が、そういったところにはぜひ丁寧な声かけといいますか、市のほうからもしていただいで、こういったものがきちんと44の自治会に平等に機会があるようにということにはぜひ心がけのほうをお願いいたします。これはもう要望にとどめます。

○委員長（小島真由美委員） 回答はいいですか。

○副委員長（藤井雅之委員） はい。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） これは補助率が100%という形で非常に有利な財源になると思うんですけども、採択の要件については宝くじ財団のほうが採択する、向こうのほうで決めてくると思いますが、今回10自治体のうち2自治体が採択されていますけれども、何か採択された要件、それがわかるものがあれば逆にそれに近いものを次回要求したらこの補助金が当たる可能性が非常に高まるんじゃないかと思ひまして、何かそこら辺ありましたら。

○委員長（小島真由美委員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤井泰人） 今お尋ねの採択の要件ということですが、採択の要件としましては宝くじ事業収益を財源にした社会貢献広報の効果が発揮できるものということでまず審査の対象になっております。申請につきましては、全てそれに該当するようなものではあるというふうには思っておるんですが、過去に同じような内容で何度か申請をされているというところややはり採択をされたんじゃないかと。今回につきましては、そのように見受けております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に移ります。

次に、3款、1項、6目重度障がい者医療対策費の重度障がい者医療費支給関係費について説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 3款、1項、6目、細目030重度障がい者医療費支給関係費、11節需用費から20節扶助費までの合計額258万1,000円につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正は、先ほどご説明いたしました重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部改正に伴う増額要望でございます。

まず、印刷製本費の9万9,000円ですが、制度改正に伴いまして12歳以下の子どもたちの医療証が変更となりますので、その新たな医療証代等でございます。次に、重度障がい者医療審査支払手数料の8,000円及び20節の重度障がい者医療費60万5,000円ですが、これまで子ども医療の対象でありました3歳以上から就学前までの子どもが10月1日からは重度障がい者医療の対象となりますので、その分の増額分と小学生の入院助成が拡大されたことに伴う増額分でございます。13節の電算委託料186万9,000円は、制度改正に伴いシステム化変更が必要となりますので、その分の増額要望でございます。

なお、本歳出に係る歳入財源につきましては、補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

15款、2項、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金ですが、県の補助金交付要綱に基づきまして2分の1の県補助金があります。その分で医療費補助金といたしまして30万2,000円、事務費補助金といたしまして3,000円を計上させていただいております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） この制度の変更は県の条例準則の変更によるものだったことでしたけ

れども、県からの補助金というものが相対的には必ずしも多いようには見受けられないんですけれども、市としてはいたし方のない支出という感じでこういう判断をせざるを得ないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 今ご指摘がありましたとおり、県の条例準則の改正に伴いまして今回10月1日付で改正をするものでございます。これにつきましては、福岡県独自の制度でございます。ただし、全国の都道府県においても似たような重度障がい者医療に対する助成制度というのはございます。ただし、これはまだ国レベルの助成ではございません。都道府県レベルの助成でございます。したがって、これまでも以前からずっと国のほう等に対しまして市長会等を通じまして国の制度として整備をしていただきたいということで要望も上げさせていただいている次第でございます。この2分の1の県の助成負担割合ということにつきましては、これは以前からございまして、このたび変わったものではございません。2分の1は福岡県が負担し、2分の1を各市町村が負担をしているという状況でございます。市町村によってはさらに独自で上乗せしてやっている自治体中にはある状況でございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 関連する形なんですけれども、ということは県がこの制度の設計の変更をするに当たって、ある程度は県内の各自治体と内容についての相談というようなことも行った上でなされるものなんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） このたびの改正につきましては、一番大きな要因としましては本年10月1日に改正予定の子ども医療の改正、これに関連しての改正でございます。重度障がい者医療制度の今回の改正につきましては、事前に県のほうからも各市町村のほうに文書等での照会等はございました。それに伴いまして3度ほど県のほうもこの制度改正の内容を変更ということで、本年4月に入りましてようやく最終形態で改正の通知があった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 県のほうの補助が2分の1、その対象が扶助費のほうの重度障がい者医療費のほうの2分の1ということだと思っておりますけれども、それに比べてこのシステムの委託料、電算委託料の変更のほうが180万円と60万円に対してかなり大きく見えます。県のほうの補助という対象は、あくまでこの医療費だけの補助で、それ以外の関連する費用については対象にならないのかお聞きします。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 県の補助につきましては、この医療費の2分の1ともう一つ、審査支払手数料、これは福岡県国民健康保険団体連合会、一般的に国保連合会と呼ばれるところで審査の支払い手続関係を事務処理をしていただいておりますが、それに係る経費の2分の1を県が補助をするということになっております。このシステム変更につきましては補助対象外ということになっておりますので、各市町村ごとに一般財源を充てて対応している状況でございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に移ります。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

3款、2項、3目教育保育施設費の職員給与費から病児保育関係費まで一括して説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） それでは、説明させていただきます。

事業細目001職員給与費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費の739万8,000円でございますが、本年度8月1日付でごじょう保育所正職保育士を3名採用することに伴い8月分以降の人件費を計上するものでございます。

次に、事業細目010市立保育所管理運営費、7節賃金の361万5,000円でございますが、本年4月1日付で嘱託保育士の賃金を17万5,800円から9,300円引き上げ、18万5,100円としたことに伴うものです。

なお、4月から6月分の賃金につきましては、既決予算で対応いたしております。

次に、事業細目011教育・保育施設費、19節負担金補助及び交付金の1億3,547万4,000円でございますが、60名定員の私立保育園の新設に係る保育所等整備交付金とあわせて当初予算に計上しておりました私立保育園2園の建てかえに係る交付金について、本年度より基準額が2.2%上乘せされたことに伴う差額を計上いたしております。

これにつきましては、補正予算書8ページから9ページの歳入が関連しておりますので、あわせて説明をさせていただきます。

14款、2項国庫補助金、2目、2節児童福祉費補助金の保育所等整備交付金1億2,042万1,000円でございますが、保育所の新設に当たり基準額の3分の2の補助があることとあわせて当初予算に計上しておりました私立保育園2園の建てかえに係る交付金について、歳出と同じく基準額が2.2%上乘せされたことに伴う差額を計上いたしております。

戻りまして、次に事業細目012病児保育関係費、19節負担金補助及び交付金の400万円ござ

いますが、本年4月より病児保育事業を委託しております施設につきまして、基準は満たしているものの調理室が併設する病院と共用であり保育室から遠いこと、そのため保育室の一部を仕切って調理室を設置すること、また保育室が2階部分にありまして1階にしかトイレがないことから2階に新たにトイレを設置すること、そのほか移動する際の階段の安全対策、保育室の出入り口の安全対策等について国、県の補助金を活用し整備するものであります。

これにつきましても補正予算書8ページから9ページの歳入が関連しておりますので、あわせてご説明いたします。

14款、2項国庫補助金、2目、2節児童福祉費補助金の病児保育事業費補助金133万3,000円でございますが、国から基準額の3分の1の補助がございます。

また、15款、2項県補助金、2目、2節児童福祉補助金の病児保育事業費補助金133万3,000円でございますが、県からも基準額の3分の1の補助がございます。

説明は以上になります。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 教育・保育施設費のところの保育所整備交付金でございますけれども、これは確認ですけれども新たに60名程度の施設ができるという形で予定されているということではないんですか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 保育所の建てかえとは別に新たに新設で60名の保育所を整備するものでございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） ちなみに、これはどこがされるのか教えていただければと思いますけれども。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 市内長浦台で水城保育園を運営しております社会福祉法人が新設をしていただくものになります。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） そしたら、確認でございますけれども、今あるところとは別に新たな場所でされると。それについては、例えば0歳から2歳とかそういう場で分けられているのか、それとも単なる分園という形でやられるのか。その辺ちょっと詳しく教えていただければと思いますけれども。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） こちらにつきましては、新たな保育所ということで、小規模等とは違ひまして0歳から5歳までの各年齢の定員がございます。分園ではなく、別に新設という形になります。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） ちなみに場所はどちらのほうで。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 場所につきましては向佐野三丁目の地内になっております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 病児保育関係費の中で病児保育施設整備費補助金なんですけれども、国と県、3分の1、3分の1、それで残りが市が3分の1だと思うんですが、今のところ400万円の支出に上がっていますけれども、これ民間の病院なんですけれども自己負担というのがあるのかどうか。この支給のルール、それを教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 自己負担につきましては、400万円が補助の限度額になりますので、これを超える場合については運営されているところの自己負担になります。これにつきましては、今後詰めて話をしてまいりますので実際金額が幾らになるのかはまだ未定のところなんですけれども、概算で今400万円を超える金額がかかるというようなご報告はいただいております。ルールにつきましては、国の補助の交付要綱がございますのでその要綱にのっとって補助をするという形にはなりますけれども、その中で県との協議をしながら該当する部分、それ以外の部分を判断をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に進みます。

14ページ、15ページをお開きください。

10款、4項、1目社会教育総務費の生涯学習推進事業費について説明を求めます。

文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） それでは、19節の長寿社会づくりソフト事業費交付金200万円についてご説明申し上げます。

これは、主に図書関係のボランティア団体等で事業委員会を設けまして補助申請者となり、

総務省所管の公益財団法人地域社会振興財団に補助申請しておりました長寿社会づくりソフト事業交付金が平成28年3月22日付で採択されましたことから、今回補正予算にて計上しております。採択を受けましたことから、この財団から市を通しまして交付金が事業委員会のほうへ支出されます。今後、この事業委員会が主催となり200万円を活用して公民館や図書館等を活用して各種事業が展開されていきます。

あわせて関連します歳入予算についてご説明申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。

20款、4項、1目の教育費雑入200万円、歳出と同額が交付金雑入として入ってくるようになっております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に進みます。

次に、10款、5項、1目保健体育総務費のスポーツ推進費について説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 事業細目131スポーツ推進費の13節委託料、73万8,000円についてご説明いたします。

本年8月から9月にかけてブラジル国リオにおきまして開催されます2016夏季パラリンピックに、市内在住の道下美里選手がパラリンピック女子マラソン選手代表候補1位となっております。正式に代表選手になりました場合には道下美里選手を激励するための壮行会を計画しておりますので、その会場設営のための委託料を計上させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 壮行会に関してなんですけれども、まだ日程等のあれはあるでしょうけれども、具体的にどういった場所等でやるということまではもう恐らく想定されていると思うんですけれども、そこまでお示しいただけませんか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 現在のところ、プラム・カルコアの4階の多目的ホールを一応会場として計画しております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

いいですか、進んで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) それでは次に、第2表債務負担行為補正の審査に入ります。

4ページをお開きください。

福岡都市圏南部環境事業組合一般廃棄物処理事業債平成26年度繰越明許分中間処理施設建設工事費等及び福岡都市圏南部環境事業組合一般廃棄物処理事業債平成27年度分最終処分場建設工事費について説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長(川谷 豊) それでは、補正予算書4ページ、第2表債務負担行為補正の追加、福岡都市圏南部環境事業組合一般廃棄物処理事業債2件についてご説明申し上げます。

今回の補正は、可燃ごみの焼却及び埋立処分を共同処理するための施設建設に伴いまして、本市及び福岡市、春日市、大野城市、那珂川町の4市1町で設立しております福岡都市圏南部環境事業組合において、平成27年度中に借入れを行いました一般廃棄物処理事業債の償還に係る債務負担行為の追加でございます。

対象事業といたしましては、上段が今年度から本格稼働いたしております中間処理施設であります福岡都市圏南部工場及び最終処分場の建設工事に係る事業費の一部でございまして、平成26年度からの繰越分に係るものでございます。下段は、最終処分場の植栽工事に係る平成27年度工事費分でございます。

償還に係る金額につきましては、4市1町の総額で上段が67億9,772万円余、下段が2,862万円余でございまして、今般の補正金額は組合における本市の負担割合15.8%に相当する金額で、記載しておりますとおり、それぞれ上段が10億6,987万6,000円、下段が451万5,000円を計上させていただいております。

なお、借入先につきましては財政融資資金及び市中銀行等ございまして、償還期間につきましては財政融資資金が15年、銀行等につきましては4年となっております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 以上で第2表債務負担行為補正の説明、質疑を終わります。

これで議案第73号の当委員会所管分について審査を終えますが、質疑漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで説明、質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第73号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 請願第1号 保育園の運営について行政の積極的な指導を求める請願

○委員長（小島真由美委員） 日程第4、請願第1号「保育園の運営について行政の積極的な指導を求める請願」を議題とします。

まず、意見交換に入ります前に、請願では今年3月には市並びに県による立入調査も行われていますと文面にあります。それから以降の状況でご報告いただけることがありましたら、執行部よりお願いをいたします。

保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） それでは、私のほうから3月15日以降の経過につきましてご説明を申し上げます。

3月15日に県監査指導課と市によりまして立入調査を行っております。その際に改善すべき事項について県より口頭指導を行っているところでございます。その後、園側と協議をしながら、4月1日の入園式、4月16日の保護者説明会で園側から保護者に対して説明がございましたので、それについても市のほうから出席をいたしております。その後、4月28日に指摘事項につきまして改善報告書が提出されております。それを受けまして5月27日に園を訪問いたしまして、改善状況の聞き取り等を行っております。改善状況につきましては、おおむね指摘事項の改善が進んでいるところでございますが、いまだまだできていないところも一部ございますので、その分もあわせて今後も園側に指導していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 執行部からの報告が終わりました。

これから委員会での協議、意見交換を行いますが、どうしても質問したいという内容があればお受けいたします。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今、経過はありましたけれども、請願のほうに現時点においても多くの改善すべき点や疑問点があるとの認識というふうに請願者の側からありますけれども、指導して改善報告を受けて状況を聞き取って、現状市もしくは県の側から見て何らかの改善すべき点、疑問点というもの、深刻なものが何かしら残っているという状況なのかどうかを、市とし

での判断があるのであればお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 改善すべき事項について1つできていないものが、運営規程の整備というのができておりません。これにつきましては、監査等でも指摘をされておるところでございますし、またほかの園についても同じような状況なんですけれども、これについては今現在、園のほうで引き続き対応をとっておられます。次回監査が10月でございますけれども、そのときにはきっちりとした運営規程が整備されているようにという指導をしているところがございます。そのほかにつきましては改善が図られているというふうに我々は考えておりますので、その部分につきましても今後とも継続してその改善内容を確認していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 定期監査を年に1回やっていらっしゃると思うんですけれども、定期監査、県と市でその監査内容と、それとどういう状況であったかということも10保育園多分見てらっしゃると思いますけれども、それと定期監査以外にも、市の担当課としては保育園を指導監督してらっしゃると思いますが、その状況をお願いします。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 各園の詳細な指導の内容についてこの場で手元に資料ございませんのでご説明は難しいんですけれども、これまで県のほうが主体となって指導監査に入っております。こちらにつきましては市のほうも一緒に園のほうに伺って立ち会いということをしているんですけれども、その中で重要な指摘事項については文書指摘ということで指摘を行っているところです。こちらにつきましては、例えば1例でございますけれども、園庭の面積等が足りない。それは、定員がございまして、定員以上にお預かりする場合がございます。その際にその定員を超えた人数についても当然施設の面積を含めまして園庭の面積等もクリアをしておかなければならないというのがございます。そういった部分につきましては、非常に重要なことですので改善をしていただいて、施設の変更届という形で県にまた報告をするという流れを行っております。その他指摘事項についても、文書指摘については文書で回答するという方法で行っております。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、この請願について委員間での協議、意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今の説明をお聞きしたとと請願の内容を見比べて私たち議員は請願を

市民からの貴重な意見として受けとめて考えなければいけないわけなんですけれども、大きな問題は、請願の文書を読む限りは保育士さんの入れかわりが激しいところがあると。私、手元に持っている資料では請願に言及されていると思われるところとそれ以外でもかなりの割合で職員さんが、特に正職の方が入れかわっている状況がかいま見れるような資料をいただいているんですけれども、であるならばここでも保育士の不足、全国的な問題云々ということもあり、また昨年来議会でも保育士不足の問題というのはいろいろな形で取り上げられてきていますけれども、この請願は恐らくは個別具体的な問題の解決を念頭に置くと同時に市として保育士の確保に努め、保育の質の向上を図るという大きな趣旨があるかと思えます。また、それは預けられている子ども、預けられているというとちょっと変な言い方かもしれませんが、子どもにとっても親にとっても今が全てというような状況のもとでのことなので、積極的に市として保育行政の充実を具体的な形で進めていってほしいという内容だと私は理解しております。

○委員長（小島真由美委員） ほかの皆さんはどうですか。よろしいですか、意見交換。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 県も市も定期監査という形で監査に入ります。担当課のほうもそれ以外にも指導監督をしているところなんですけれども、なかなかそれだけではカバーできないような問題が各保育園、これ一部保育園じゃなくて全国的な問題だと思います。それについて、やっぱり今までの定期監査の内容だけじゃなくて市としては踏み込んだ内容で、それこそ今問題になっています運営とかというところまでどこまで入れるかわかりませんが、そこまで指導というですか具体的な形で提案したところで改善していくという動きができれば違ってくるかと。ただ単純に指導監督を厳しくするんじゃなくて、そういう形で具体的な提案という形でのやり方がないかなとずっと思っていたところでした。

○委員長（小島真由美委員） ほかはありませんか。

では、意見も出尽くしたようですので、これから討論、採決を行います。

討論を行います。

討論はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 賛成の立場で討論いたします。

大まかな趣旨は先ほども言いましたけれども、先ほども言いました太宰府として市民の要望もあることでもあり、また市として保育士の確保の問題等については至るところで、あらゆる機会でも、さまざまな形で議論になっている中こういう請願を受けて、保育士の確保はもちろんなんですけれども各園の状況の改善、それに努める中で太宰府市においては安心して、あそこに行けば安心して子どもを育てていけるというようなまちづくりに向いてほしいという、それこそ請願であろうと繰り返し採択すべきであるという立場の意見表明をしたいと思えます。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 私も賛成の立場から討論をさせていただきます。

現在、全国的に保育士不足や待機児童の問題でどの保育園においても大変なご苦労があるかと思っております。太宰府市でも例外でなくそのような状況が起こっていることは事実でございます。国のほうでもその問題解決に向けて現在本腰を入れて政府のほうで取り組んでおられますし、また先ほど課長からも報告がございましたけれども、市のほうでも指導改善をしっかりと今現在やられている状況であると思っております。今後も各園においてまだまだ待機児童の問題等厳しい状況が続く可能性もありますので、市においては各園に合った形で保育のあり方、運営等に対する指導を行っていただき、市と各園で協力体制をしっかりと構築していただければすばらしい太宰府の子育て支援につながっていくのではないかと考えております。各保育園において今後も健全な運営が行えるよう引き続き指導改善に努めていただき、保育の質が低下することがないように市に対しまして求める次第でございます。

また、私も一般質問等で保育行政について質問をしてきました。待機児童の問題、処遇改善の問題ございました。私が考えるには、これ以外でも一番の問題は、現在保育児童課も一生懸命されておりますけれども現在担当課では人員の不足等が明らかではないかと思っておりますし、今まで以上の指導を、改善を求めるのであれば現状で十分な対応ができているのかということも考えております。そういった中で、私もこれについて機構改革等、これは必要だと思っておりますので、この問題に対してもしっかりとまた訴えていきたいと思っておりますけれども、今日は市長が不在でございますけれども市長の責任において一刻も早く人員の配置、増員を含め担当課の体制整備を図っていただくことを市長に対しても要望申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 賛成の立場で討論します。

請願のとおり、保育行政における保育士の不足は全国的な問題であり、本市についても同じ状況だと思います。請願は本市の保育園の運営が健全なものとなるよう行政の積極的な指導を求めるものですが、単なる行政指導の強化で終わるのではなく、園組織の自律能力、自己チェック機能等が働くような組織になるよう具体的な改善案を提案する等、踏み込んだ提案型の指導を強く要望して私の賛成討論といたします。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 私も賛成の立場で討論させていただきますけれども、先ほど木村委員からも出ておりました監査等の対応につきましても、これも陶山委員も討論で触れられた部分の保育児童課の体制の部分で通常の業務もある中でそこまできちんと対応できる体制なのかというのは今後の課題なのかなというふうにも思います。この請願を採択して実践していく上でも、やはり鍵になってくるのは保育児童課の体制であると思っております。保育士の確保から保育

園の各保護者の対応等、通常業務がある中でさらにこういった対応をしていく上では、陶山委員も言われておりますように現状の保育児童課の体制のあり方を厳しく問うていかなければならないかなとも思いますので、今後はその辺の課題も委員会としても体制整備については議論をしていきたいということも述べまして、賛成の立場で討論させていただきます。

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号について採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、請願第1号は採択すべきものと決定しました。

〈採択 賛成6名、反対0名 午前10時54分〉

○委員長（小島真由美委員） お諮りします。

ただいま採択した請願につきましては、執行機関へ送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） これをもちまして環境厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成28年8月23日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真 由 美